

## 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化につき講ずべき措置について (答申素案)」に対する意見の募集（パブリックコメント）について

令和3年6月15日(火)

中央環境審議会自然環境部会鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化につき講ずべき措置について（答申素案）」を取りまとめました。

本答申素案について、国民の皆様から広く御意見をお聞きするため、令和3年6月15日（火）から7月14日（水）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

### 1. 背景

平成26年に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）が改正され、平成27年5月に施行されました。本改正により、法の題名及び目的に「管理」が加えられ、ニホンジカやイノシシ等の捕獲を推進するための指定管理鳥獣捕獲等事業及び担い手の確保・育成のための認定鳥獣捕獲等事業者制度運用等が進められています。

令和2年5月に法の施行から5年が経過し、法の施行状況及び鳥獣の保護及び管理に関する社会状況の変化を踏まえた課題と対応方針の整理が必要であることから、令和2年10月19日付けで環境大臣から中央環境審議会に対し「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化につき講ずべき措置について」が諮問されました。本件について、中央環境審議会自然環境部会鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会において検討を行い、今般、同小委員会において「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化につき講ずべき措置について（答申素案）」を取りまとめましたので、広く国民の皆様から御意見を募集します。

### 2. 意見募集対象

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化につき講ずべき措置について（答申素案）」（別添資料参照）

### 3. 意見募集期間

令和3年6月15日（火）から令和3年7月14日（水）まで

### 4. 意見の提出方法

御意見のある方は、別紙「意見募集要項」に沿って、郵送又は電子メールに

て御提出願います。意見募集要項に沿っていない場合、無効となる場合がありますので御注意願います。

なお、頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承ください。

**【添付資料】**

- ・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化につき講ずべき措置について（答申素案）」
- ・【意見募集要領】「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化につき講ずべき措置について（答申素案）」に対する意見の募集（パブリックコメント）について

**【改正概要等の関連 Web ページ】**

○中央環境審議会自然環境部会鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会

<http://www.env.go.jp/council/12nature/yoshi12-04.html>

○野生鳥獣の保護及び管理

<http://www.env.go.jp/nature/choju/index.html>

環境省自然環境局野生生物課			
鳥獣保護管理室			
直通：03-5521-8285			
代表：03-3581-3351			
室長	川越	久史	(内線 6470)
室長補佐	村上	靖典	(内線 6675)
室長補佐	遠矢	駿一郎	(内線 6476)
担当	安藤	滉一	(内線 6478)